

一般のみなさま
学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止 キャンパス内立ち入り禁止措置について

2020年4月7日

(更新：2020年4月28日) 赤字：更新箇所

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

本学では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止に向けて、下記の通りキャンパス内への立ち入りを禁止する他、学生の部活動及びサークル活動を停止する措置を講じています。

(1) 立ち入り禁止措置の期間

関キャンパス・各務原キャンパスにおけるすべての学生・卒業生・シティカレッジ生・外部業者等の立ち入りを禁止します*1。

また、すべての部活動・サークル活動についても停止とし、体育館、室内トレーニングセンター、運動学実習棟、各部室への立ち入りを禁止します。

なお、本措置は、5月31日(日)まで適用*2とします。

*1) 教職員は除外します。

*2) 延長の可能性があります。

(2) 立ち入り禁止措置の対象

立ち入り禁止措置の対象は下記の通りとします。

ア) 在学生(大学院生・通信教育部生・シティカレッジ生を含む)

イ) 卒業生

ウ) 取引先業者等

エ) その他、本学教職員以外の者

*ただし、特別措置として本学が許可した者を除く

5月23日(土)、30日(土)に実施予定であった学生健康診断については、日程を延期します。
変更後の日程については、別途通知します。